

2024 年 4 月 1 日

貸切バス初任運転者に対する安全運転の実技指導について

アシナトランジット株式会社

「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示 1089 号）により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について、次のとおり公表します。

1、教習実施時期

新たに入社した運転者が貸切運転士として選任されるまでの期間実施

2、教習使用車種区分

大型貸切車両

中型貸切車両

小型貸切車両

3、初任運転士に対する特別な指導内容

（1）座学教習（10 時間以上）

初任診断の結果に基づいて運転における個人の特性（長所や短所）を見つけ出しデータに基づいて安全運転のためのアドバイスを提供する。

- ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本事項
- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するための留意すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避
- ⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ⑥ ドライブレコーダーの記録を利用した運転の特性の把握と是正

（２）安全運転の実技（デジタルタコグラフを基に実ハンドル２０時間以上）

① 実際に運行する可能性のある経路（市街地・隘路・山道・高速道路等）

４、主な実施ルート

① 広島県東部（府中市・福山市等）および海岸線・山間部

② 神石高原町（観光地）・広島空港など

③ やまなみ街道周辺（主要な観光地・高速走行）

５、添乗指導者

（１）営業所

① 運行管理者（指導経験１５年以上）

（２）営業所長が指名した運転士

① 福山営業所乗務主任（大型バス乗務経験２０年以上）

② 府中営業所乗務主任（大型バス乗務経験２０年以上）